

篠栗町排水設備技術基準

(平成30年4月1日 基準)

篠栗町上下水道課

目 次

1. 総 則	1
1-1. 目 的	1
1-2. 定 義	1
1-3. 使用材料	2
2. 調査・設計	2
2-1. 調査	2
2-2. 設計図書	3
2-3. 排水管渠	5
2-4. 枳	7
2-5. 防臭装置	8
2-6. 通気管	8
2-7. 排水槽	8
2-8. 阻集器	8
2-9. 水洗便所	9
2-10. ディスポーザ	10
2-11. 床下集合排水システム	10
3. 施 工	10
3-1. 排水管渠	10
3-2. 枳	11
3-3. 水洗便所	12
4. その他	13
4-1. 区域外流入	13
4-2. 私道助成制度	13

1. 総則

1-1. 目的

この基準は、篠栗町下水道条例施行規程第3条第2項に基づき、篠栗町における排水設備の構造、設計及び施工についての技術上の基準を定めることを目的とする。

1-2. 定義

(1) 用語の定義

この基準に用いる用語は、次のとおり定義する。

下水 原則として、次の分類表のとおりとする。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下水	汚水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
	雨水	自然現象に起因	湧水
			降雨・雪どけ水

公共汚水柵 宅地内から排出される汚水を一箇所に集め、下水道本管に流し込むために宅地直近の公道に設ける柵をいう。

排水設備 下水を公共下水道に流入させるための排水管及びその他の排水施設で、土地・建物等の所有者、使用者または占有者が設置し維持するものをいう。

(2) 下水道の排除方式

宅地内で発生する下水は、当該地区の公共下水道の排除方式に合わせて排水設備を設置しなければならない。なお、**篠栗町は全地区分流式**で排除するものとしている。

（ 分流式・・・汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水管に接続
合流式・・・汚水と雨水を同一管渠で公共下水道に接続 ）

(3) 工事の種類

排水設備工事の種類は、新設、改造、浄化槽切替、修繕及び撤去とする。

①新設工事

公共下水道の処理区域内に建物等を新築し、下水を公共下水道へ接続するための工事または既設建物の便所を水洗化し、汚水を公共下水道へ新規に接続するための工事をいう。

②改造工事

既設排水設備の原型を変える工事で、新設工事以外の工事をいう。

③浄化槽切替工事

浄化槽が設置されている既設建物の汚水を公共下水道へ接続するための工事をいう。

④修繕工事

排水設備が破損、あるいはその機能を失ったとき、これを修復する工事をいう。

⑤撤去工事

建物の取り崩し等により、不要になった排水設備を撤去する工事をいう。

1-3. 使用材料

排水設備の使用できる材料は、次のとおりとする。

①衛生陶器

JIS-A5207 表示許可工場及びBL 部品認定の製品とし、なめらかで、かつ不浸透性の表面を有し、常に清潔に保つことができるもの。

②洗浄装置

不浸透性、かつ堅牢でくり返し使用に耐えるもの。

③給水装置

規格品またはこれに準ずる製品。

④排水管渠

規格品またはこれに準ずる製品で、耐圧、耐水、耐久性のもの。

⑤その他の材料

上記以外の材料を使用しようとするときは、近隣市町村の器具検査に合格した証及びカタログ等を用いて上下水道課と協議を行い、了承を得ること。

主な規格

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ・ JIS (日本工業規格) | ・ JAS (日本農林規格) |
| ・ JSWAS (日本下水道協会規格) | ・ JWVA (日本水道協会規格) |
| ・ AS (塩化ビニル管・継手協会企画) | ・ SHASE (空気調和・衛生工学会規格) |

2. 調査、設計

2-1. 調査

(1) 事前調査

- ①施工場所が処理区域か、下水道台帳等により確認すること。
- ②雨水排水が可能か、雨水側溝等の有無を確認すること。
- ③次の場合、所有権や管理権等の権利関係の調査及び同意等を必ず確認すること。
 - (ア) 他人所有の土地に排水設備を設置する場合
 - (イ) 他人が設置した排水設備に接続する場合
 - (ウ) 他人所有の建物に排水設備を設置する場合
 - (エ) 私道排水設備助成申請をする場合
- ④店舗、工場、病院等においては、次の事項について上下水道課と協議を行うこと。
 - (ア) 業務の内容及び排出水の水質
 - (イ) 1日当たりの予定排水量
 - (ウ) 特定施設・除害施設の有無

(2) 現地調査

- ①公共汚水柵、雨水放流先の有無を確認すること。

- ②公共汚水柵の取り扱いについては、次のとおりとする。
- (ア) 公費で汚水柵を設置する場合は、町が道路占用許可申請手続き等を行うが、私費で汚水柵及び雨水設備を設置する場合は、申請者が行うこと。
 - (イ) 公共汚水柵を撤去する場合は、上下水道課と協議を行い、撤去費用については自己負担とする。
(既設公共汚水柵を撤去した場合、将来同じ土地に公共汚水柵を設置する場合は私費となる。)
 - (ウ) 私費で公共汚水柵を設置・撤去・移設する場合は、建設業法に定める土木工事業の許可を受けたものが施工すること。
 - (エ) 公共汚水柵を新設または再設置する場合は、下水道本管の口径・管種・埋設深・現地制約を事前に確認すること。
- ③配管ルートを選定は、土地と建物の配置及び仕上がり地盤との関係から、既設の公共汚水柵の深さと新設する排水管の勾配や土被りの確保は十分か等を調査し、維持管理上支障なく、経済性も配慮しながら最も効率の良いルートとすること。
- ④宅地内の既設排水管、既設埋設管（水道、ガス等）の敷設状況を確認すること。

(3) 排水方式

- ①排水方法は、原則として自然流下方式によること。民地内に排水槽を設け、低所の排水をする場合は、上下水道課と協議を行い、その指示に従うこと。
- ②汚水と雨水は完全に分離し、汚水は汚水本管、雨水は側溝等にそれぞれ放流すること。
- ③アパートのベランダ排水や受水槽排水等の屋外における排水方式は、原則として次表によること。

下水の種類	形態	排水方式
ベランダ排水	給水装置有 (屋根があり、汚水・雨水が完全に分離)	汚水
	洗濯機を置いた場合、その排水	
	給水装置無	雨水
足洗い場・散水栓	排水口から排水させる場合 (屋根があり、汚水・雨水が完全に分離)	汚水
	排水口がなく散水だけの場合	浸透雨水
受水槽・高架水槽	ドレン排水・オーバーフロー水	汚水
噴水・プール	底部排水	汚水
	オーバーフロー水	雨水
空調機器・給湯器	ドレン排水・冷却水	汚水
ゴミ置き場	給水装置有 (屋根があり、汚水・雨水が完全に分離)	汚水
	給水装置無	雨水

※ドレン排水などで、水質に問題がないものは、上下水道課と協議の上、雨水として排水してよい。

2-2. 設計図書

排水設備新設等計画の確認にあたっては、設計図書を作成し、添付すること。

(1) 位置図

大字名・番地・方位のほか公共施設等のわかりやすい目標を記した位置図を必ず添付すること。住宅地図を張り付けてもよいが、その場合には最新のものにすること。

(2) 平面図

次の事項について凡例に従い記入した平面図（縮尺 1/300 以上）を必ず添付すること。なお、平面図のみでは表現が困難な場合は、配管立図を添付すること。

- ①道路、土地境界、建物及び方位
- ②公共汚水柵及び雨水放流先
- ③私設汚水柵、雨水柵、排水管等の位置及び種類
- ④柵間距離、深さ、勾配、柵番号、流下方向等の排水設備に関する全ての情報
- ⑤（井戸を使用して下水道に流す場合）その位置図、配管経路

【凡例】

名称	記号	名称	記号
大便器		立て管	
小便器		排水溝	
浴場バス		公共汚水柵	
流し類		汚水柵(標準/化成品)	
手洗器・洗面器	手(洗)	汚水柵(小口径)	
床排水等	床	トラップ柵(標準/化成品)	
洗濯場(機)		トラップ柵(小口径)	
足洗い場	足洗場	雨水柵	
トラップ		トラップ雨水柵	
掃除口		官民境界線	
油トラップ等		隣地境界線	
中和槽		建物外周	
排水管		雨樋	
通気管		管の交差	

※大便器はA、B、Cと大便器の種別を記入のこと。

※既設については、破線で記入すること。

※汚水（し尿を含んだ排水・雑排水）は赤色、雨水は青色で着色すること。

(3) 縦断面図

原則として必要なし。ただし、上下水道課から作成を指示されたときは、基準線・地盤高・管底高・土被り・柵深・管径・管種・勾配・柵間距離（柵の中心から中心）等を記入し提出すること。

(4) 構造詳細図

現場打ち柵、トラップ柵等の規格外のものを設置しようとする場合は、構造詳細図を添付すること。

(5) その他図面等

次の場合において、上下水道課から図面等の作成を指示されたときは、速やかに提出すること。

①除害施設を設置する場合

阻集器等の器具、その詳細図及びその容量計算書

②大規模施設の場合

管径を決定した計算書

2-3. 排水管渠

排水管渠の選定は、汚水の水質、排水量、布設場所の状態、載荷条件等を考慮して決定すること。排水管の構造は、原則として暗渠とするが、雨水のみを排除する場合は、開渠とすることができる。

(1) 排水管の管径

①排水管の管径は、100mm以上とする。ただし、一の建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で、管路延長が3m以下の場合、最少管径を75mm以上とすることができる。

原則として、次表のとおりとする。

表1) 汚水のみを排除すべき排水管の管径

排水人口	排水管の管径
150人未満	100mm以上
150人以上300人未満	150mm以上
300人以上600人未満	200mm以上
600人以上	250mm以上

表2) 雨水のみを排除すべき排水管の管径

排水面積	排水管の管径
200㎡未満	100mm以上
200㎡以上600㎡未満	150mm以上
600㎡以上	200mm以上

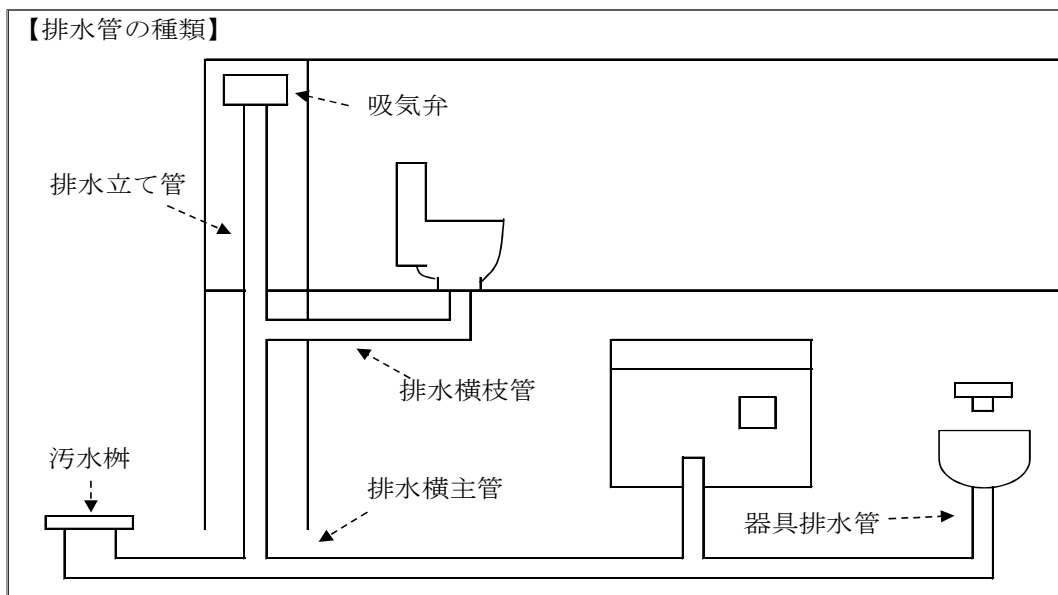
②器具排水管の管径は、器具トラップの口径以上かつ30mm以上とする。

③排水管は、立て管、横管いずれの場合も、排水の流下方向の管径を縮小しない。

④排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。

⑤排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の管径以上とし、どの階においても建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一管径とする。

⑥排水管の管径は、定常流法または器具排水負荷単位による方法（以下、「器具単位法」という）により合理的に定めなければならない。器具単位法による場合は、附表1及び附表2を参照すること。



附表1 排水横主管及び敷地排水管、排水横枝管及び立て管の許容最大器具排水負荷単位数

管径 m/m	排水横主管及び敷地排水管に接続可能な 許容最大器具排水負荷単位数				受け持ちうる許容最大器具排水負荷単位数			
	勾配				排水 横枝管	3階建てま たはブラン チ間隔3を 有する1立 て管	3階建てを超える場合	
	1/192	1/96	1/48	1/24			1立て管に 対する合計	1階分また はブランチ 間隔の合計
30	—	—	—	—	1	2	2	1
40	—	—	—	—	3	4	8	2
50	—	—	21	26	6	10	24	6
65	—	—	24	31	12	20	42	9
75	—	○ 20	○ 27	○ 36	○ 20	● 30	● 60	○ 16
100	—	180	216	250	160	240	500	90
125	—	390	480	575	360	540	1,100	200
150	—	700	840	1,000	620	960	1,900	350
200	1,400	1,600	1,920	2,300	1,400	2,200	3,600	600
250	2,500	2,900	3,500	4,200	2,500	3,800	5,600	1,000
300	3,900	4,600	5,600	6,700	3,900	6,000	8,400	1,500
375	7,000	8,300	10,000	12,000	7,000	—	—	—

注) ○大便器 2個以内、 ●大便器 6個以内

勾配については、1/192=1/200、1/96=1/100、1/48=1/50、1/24=1/25と読み替えて使用してよい。

附表2 各種衛生器具のトラップの口径と器具排水負荷単位数

器具		トラップの 最少口径 m/m	器具排水 負荷単位	器具		トラップの 最少口径 m/m	器具排水 負荷単位
大便器	洗浄タンクによる	75	4	調理用 流し	住宅用 ※4	40	2
	洗浄弁による	75	8		パントリー、 皿洗い用、野菜洗い用	40	4
小便器	壁掛け型 (小型)	40	4		湯沸かし場用	50	3
	ストール形 (大型)	50	4		ホテル、公衆用	50	4
洗面器 ※1		30	1	皿洗い機 (住宅用)		40	2
手洗器 ※2		25	0.5	床排水 ※5		40	0.5
洗髪器		30	2			50	1
水飲器		30	0.5			75	2
浴槽 ※3	住宅用	30	2	1組の 浴室器具 (大便器、洗面 器、浴槽または 囲いシャワー)	洗浄タンクによる		
	洋風	40	3				
囲いシャワー (住宅用)		50	2	洗浄弁による			6
ビデ		30	3	排水ポンプ・エゼクタ			
掃除流し ※4		65	2.5	吐出し量3.8ℓ/min毎 ※6			2
洗濯流し ※4		40	2				
汚物流し		75・100	8				
実験流し		40	1.5				

注) ※1 洗面は、そのトラップが30mmでも40mmでも同じ負荷でよい。

※2 主として小住宅・アパートの便所に取り付けられる手洗専用のもので、オーバーフローのないもの。

※3 浴槽の上に取り付けられているシャワーは、器具排水負荷単位数に関係ない。

※4 これらの器具排水負荷単位数は、その器具の属する一つの系統 (枝管) の管径を定める際に適用すべきで、主管の管径を決定に際しては、除外してもよい。

※5 床排水は、水を排水すべき面積によって決定する。

※6 排水ポンプのみならず、空調機器や類似の機械器具からの吐出し水も、同様に取り扱う。

(2) 排水管の勾配

排水管路の勾配は、やむを得ない場合を除き、管路内流速が0.6～1.5m/秒になるように定める。なお、排水管の大きさと勾配の関係は、次表を標準とする。

表1) 屋外排水管の大きさと勾配の関係

管径	勾配
100mm	2/100以上
125mm	1.7/100以上
150mm	1.5/100以上
200mm	1.2/100以上

表2) 屋内排水横管の大きさと勾配の関係

管径	勾配
65mm以下	最少 1/50
75mm・100mm	最少 1/100
125mm	最少 1/150
150mm以上	最少 1/200

※雨水のみを排除する場合は、1/100以上とする。

(3) 土被り厚

排水管の土被りは、私道内で車両の通行がある場合は600mm以上とし、車両の通行がない場合は450mm、宅地内では200mm以上とすること。ただし、宅地内において上記基準によりがたい場合は排水管を損傷しないように防護の措置を行うこと。

2-4. 枦

(1) 枦の構造

- ①上下水道課が承認した化成品枦、塩ビ製小口径枦とする。ただし、これらの枦によりがたい場合は、現場打ち枦とすることができる。
- ②化成品枦及び塩ビ製小口径枦の深さに対する枦内径は次のとおりとする。

化成品枦		塩ビ製小口径枦	
深さ	内径	深さ	内径
600mmまで	300mm以上	800mmまで	150mm以上
600mm超800mmまで	400mm以上	800mm超1,500mm未満	200mm以上
800mm超1,500mm未満	450mm以上		

※1,500mm以上となる場合は、原則とし人孔構造とする。

※枦深800mm以下は、内径150mm以上、枦深800mm超は、内径200mm以上を原則とする。

- ③雨水枦は、深さ150mm以上の泥だめを設けること。
- ④汚水枦は、なめらかなインバート構造であること
- ⑤汚水枦には、雨水の混入を防ぐ密閉蓋を用いること。なお、車両等の荷重がかかる位置に設置する場合は、荷重に対応した鋳鉄製を用いること。
- ⑥段差がある場合は、ドロップ枦(DR)を標準とする。
- ⑦起点がトイレ排水の場合は、45度曲り枦(45L)を標準とする。
- ⑧トイレ排水の合流箇所は、逆流防止のため、枦における落差(3～5cm)を確保すること。45度合流段差付枦(45YS)を標準とする。

(2) 枦の設置箇所

- ①排水管の起点及び終点
- ②排水管の会合点、屈曲点

- ③排水管の勾配、管種の変更箇所（ただし、排水管の維持管理に支障がないときはこの限りではない。）
- ④新設管と既設管との接続箇所（ただし、排水管の維持管理に支障がないときはこの限りではない。）
- ⑤排水管の直線部において、その管径の120倍以内の排水管維持管理上適切な箇所
- ⑥大便器の壁から3m以内

（3）掃除口

排水管の点検清掃のために起点や終点、会合点、屈曲点には、柵を設置することが原則である。ただし、敷地利用の関係上、柵を設けることができない場合は、100mm以上の掃除口に変えることができる。

2-5. 防臭装置

水洗便器、浴場、流し等汚水の流出箇所には器具トラップを取り付けなければならない。なお、いかなる器具でも二重トラップを設けてはならない。

①トラップ

器具トラップは、検査や掃除が容易にできるもので、封水深50mmから100mmとする。

ただし、改造等において器具トラップを設けられない場合は、下流側の適切な位置にトラップ柵または2号トラップを設けなければならない。

②床排水トラップ

床排水トラップは、取り外しができるストレーナーを備えていなければならない。

2-6. 通気管

（1）通気管の設置

トラップの封水がサイホン作用や逆圧によって破られる恐れがあるとき、または排水管に有臭、有毒ガスが滞留する恐れがあるときは、通気管を設置しなければならない。

（2）通気管の構造

通気管の構造は、下記を満足するものでなければならない。

- ①サイホン作用及びはね出し作用から封水を保護する構造
- ②排水管内の流水を円滑にし、空気を流通させ排水系統内の換気を行う構造

2-7. 排水槽

地階又低所からの排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時的に貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出すること。設置については、次のことに注意すること。

- ①自然流下が可能な一般排水系統とは別系統で屋外へ排水すること。
- ②通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とし、その開口箇所等は、臭気等に対して衛生上、環境上、十分な考慮を行い、周辺的生活環境の保全に努めること。

2-8. 阻集器

（1）設置上の留意点

- ①阻集器は、使用目的に適合したものを設置する。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具または装置のできるだけ近くが望ましい。

②阻集器は、汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。

(2) 阻集器の種類

①ごみよけ器（ストレーナー）

浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるために有効な目幅（8mm以下）をもったストレーナーを設置すること。

②オイル阻集器（オイルトラップ）

ガソリンスタンド、自動車修理工場等は、オイル阻集器を設置し、排水中に含まれるガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、悪臭や爆発事故の発生を防止しなければならない。

また、オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用せず独立のものとする。

③グリース阻集器（グリーストラップ）

飲食店や、厨房がある店舗等は、グリース阻集器を設置し、排水中に含まれる油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管内に流入して管が詰まることを防止しなければならない。

また、器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の分離効果を高めること。

④サンド阻集器

石材加工場等排水中に泥、砂、セメント等を多量に含む施設には、サンド阻集器を設置すること。

⑤ヘア阻集器

理髪店、美容院等は、洗面、洗髪器にヘア阻集器を設置し、毛髪が排水管中に流入するのを防止しなければならない。

同様に、プールや公衆浴場には、大型ヘア阻集器を設置しなければならない。

⑥ランドリー阻集器

営業用洗濯場、コインランドリー等は、ランドリー阻集器を設置し、糸屑、布屑、ボタン等を有効に分離しなければならない。

⑦プラスタ阻集器

外科ギブス質や歯科技工室等は、プラスタ阻集器を設置し、汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分解、除去しなければならない。

2-9. 水洗便所

(1) 大便器及び付属装置

①大便器はトラップを有し、特に節水型大便器では強い吸引力で汚水を排除できるものとする。

②大便器の洗浄装置は、1回につき10ℓ以下のロータンク（原則として手洗い付きとする。）で、洗浄管は、32mm以上、洗浄管と大便器との接続は、必ずスパットを使用すること。

③大便器のトラップの内径は、75mm以上とする。特に便槽埋立跡等沈下のおそれがある場合には、トラップ別の大便器を使用してはならない。

(2) 小便器

小便器は、内壁全体を洗い流すような構造とする。

(3) 排便管

便器からの排便管の管径は、大便器では75mm以上、小便器は40mm以上とする。

【水洗便所の型】



A型水洗便所
(和風大小兼用)



B型水洗便所
(大小便器)



C型水洗便所
(洋風便器)

2-10. ディスポーザ

公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(平成25年3月)に適合する評価を受けた「ディスポーザ排水処理システム等」のみ設置を認める。設置の際は、カタログ等を用いて上下水道課と協議を行い、維持管理誓約書、適合評価書、維持管理委託契約書等を提出すること。

2-11. 床下集合排水システム(排水ヘッダー)

床下集合排水システムは、本体上部に掃除口のあるものだけに設置を認める。また維持管理が容易にできるように本体の真上に床下点検口を設けることとする。設置の際は、カタログ等を用いて上下水道課と協議を行い、維持管理誓約書を提出すること。

3. 施工

3-1. 排水管渠

(1) 測量遺方

排水管の布設は、遺方を設け規定の勾配を正確に測量し、水糸を張って排水管を布設すること。

(2) 掘削

①掘削は、桝と桝の間を不陸のないように一直線に根切りをし、一区間同時に排水管を布設し埋め戻すこと。

②掘削箇所の土質、深さ及び周囲の状況により必要に応じ土留を施すこと。

(3) 排水管の基礎

①掘削基面は、転圧機等で充分突き固めること。

②地盤が軟弱な場合には、砕石、栗石で置き換え、基面には目潰砂を入れる等の方法により、不等沈下を防ぐ措置をすること。

(4) 排水管の布設

- ①管は、ソケットを上流に向け、下流から上流に向って布設すること。
- ②枝付管、曲管等を布設する場合は、その方向、勾配に注意し、下水の流下及び管の清掃に支障のないように施工すること。
- ③管は管ダレ、不等沈下等のないように注意すること。

(5) 排水管の接合

①陶管、鉄筋コンクリート管の接合（ソケット付）

ソケット内部下側にモルタルを敷き、挿口は管内面が食い違わないように、かつソケット内に管を完全に差し込むよう丁寧に据付ける。管目地は底部がおろそかになりやすいので特に入念に仕上げること。

②ビニール管の接合

原則として、継手管を用いて接合するが、あらかじめ継手の深さを測り接着面はウエス等で泥、ゴミ等を良く拭きとり接着剤を塗付し、あらかじめ測った継手の深さまで完全に挿入する。なお、ビニール管はコンクリートとなじみにくいので柵との接合箇所は特に入念に仕上げること。

③铸铁管、鉛管、その他の管

給水工事施工基準または SHASE-S206 のとおりとする。

(6) 管の清掃

管の布設が終了したら管内にはみ出した目地モルタル、ゴミ、土砂等を完全に除去すること。

(7) 埋戻し

管の布設後、目地モルタル等の硬化を待ち、良質土をもって厚さ 20cm 毎に入念に突き固めながら埋戻すこと。この場合、布設した管が動かないよう十分注意しなければならない。

(8) 排水管の保護

- ①排水管の露出はできるだけ避け、やむを得ず露出配管するときは、露出部分の損傷や凍結を防ぐため適当な防護策を講ずること。
- ②露出した排水管は水撃作用または外力による振動、動揺を防止するために支持金具を用い堅固に固定すること。
- ③露出配管等で支持金物、支持台を設ける場合、その間隔は原則として SHASE-S206 のとおりとする。

3-2. 柵

(1) 柵の施工

- ①柵は、地下水が浸透し、または汚水が漏水しないよう水密性に留意し、特に柵と管の接合部は入念に施工すること。
- ②柵に接合する管は柵の内側に突き出さないように差し入れ、接合箇所及び柵のブロック目地は漏水のないように十分注意し、施工すること。
- ③柵の内部に水道管、ガス管等他の埋設管を抱き込んで施工してはならない。

(2) インバート

- ①インバートの高さは、排水管の頂点近くまで盛上げ、下部は正しく半円形で、かつなめらかであること。
- ②2階等高い所から流下して合流するインバートの対面側は充分高くし、汚水が打ち上がらないようにしなければならない

3-3. 水洗便所

(1) 便槽処理

- ①汲取り便所の改造にあつては、し尿を完全に汲取った後、便槽内を消毒、清掃して便槽の底を割り浸透水が便槽内に滞留しないようにすること。
- ②便槽埋立ては、砂・砕石粉等で埋め立てること。埋め立てる際は20cm毎に良く突き固め将来沈下の起きないように施工する。

(2) 浄化槽の処理

- ①し尿等を完全に汲取った後、槽内を清掃、消毒して撤去する。撤去できない場合は、各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけるか、または破壊し、浸透水が槽内に滞留しないようにすること。
- ②浄化槽を撤去しない場合は、槽内を砂、採石粉等で埋め立てること。埋め立てる際は、20cm毎に良く突き固め将来沈下の起きないように施工する。
- ③浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑用水道（庭の散水、防火用水等）等に使用する場合は、同様にし尿等の汲み取り、清掃、消毒を行い、その後内部の仕切版の底部に孔をあげ槽内の流入水の流通を良くし、腐敗を防止する等適切な措置を講じること。

(3) 器具の取付

- ①便器の据付で、便器の一部がコンクリート内に埋め込まれる場合には、コンクリートまたはモルタルとの接触面にアスファルト等の緩和材を入れること。便器は所定の位置に正しく堅固に据付け、便器の排便口と排便管の中心を一致させるように排便管を埋設すること。
- ②排便管の接続の際は、便器と排便管の接続にはフランジを用いるかモルタルパテ等を受口上端にスキ間なく詰め込む等、漏水のおそれのないように注意しなければならない。

(4) タンクの取付

タンクの取付は水平、かつ繰り返し使用に耐えうるよう堅固に取り付けなければならない。

(5) 工事完了後の処理

工事完了後タンク、便器、排便管内の砂、モルタル、ゴミ等を丁寧に除去しなければならない。

4. その他

4-1. 区域外流入

公共下水道の排水区域外から排除される下水に係る公共下水道の利用に関する基準は、次のとおりである。

- ①下水の水質及び水量等を勘案して、下水道施設の許容限度内であること。
- ②原則として公共下水道が布設されている道路に当該施設の敷地が面しており、かつ排水が自然流下で処理可能なこと。
- ③工事費については自己負担とし、各種申請は自らで行うこと。
- ④下水道受益者負担金相当額の一括納入が可能であること。
- ⑤公道の敷地内に設置した汚水枳及び取付管は寄付すること。

※篠栗町公共下水道区域外利用に関する規程より一部抜粋

4-2. 私道助成制度

汲み取り便所の水洗化の促進を図り、環境衛生の向上させるため、私道内における排水設備工事費に対して助成する制度を設けている。助成基準については、次のとおりである。

- ①当該設備の利用可能戸数の2分の1以上が公共下水道への切り替えを行うこと。
- ②私道に2以上の当該宅地が接していること。
- ③下水道受益者負担金及び町税を滞納していないこと。
- ④私道の敷地所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾が得られること。
- ⑤助成金額は工事費総額の3分の2以内の額（100円未満の端数切捨て）

※篠栗町私道排水設備助成規程より一部抜粋